

第25期東京都自然環境保全審議会
第8回計画部会
速 記 録

令和4年11月24日（木）午前10時00分～
WEBによるオンライン会議

○松岡課長 それでは、定刻になりましたので、第8回計画部会及び第11回生物多様性地域戦略改定検討会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合等ございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いですが、会議中は常にミュートの状態としていただきますよう、お願いいたします。御発言になる場合は、Zoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は、計画部会に所属する委員、臨時委員7名中5名の方に御出席いただいております。規定によりまして会議は成立しておりますことを御報告いたします。なお、生物多様性地域戦略改定検討会の専門委員には2つ目の議題から会議に御参加いただく予定となっております。

続きまして、本日、御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除してお返事いただきますよう、お願いいたします。

佐伯計画部会長。

○佐伯部会長 よろしく申し上げます。

○松岡課長 よろしく申し上げます。

芳賀委員。

○芳賀委員 よろしく申し上げます。

○松岡課長 よろしく申し上げます。

細野委員。

○細野委員 細野です。よろしく申し上げます。

○松岡課長 よろしく申し上げます。

下村委員。

○下村委員 下村です。よろしく申し上げます。

○松岡課長 よろしく申し上げます。

須田委員。

○須田委員 須田です。よろしくお願いします。

○松岡課長 よろしくお願いいたします。

なお、一ノ瀬委員も御出席予定ですが、現在、後ほど御参加される予定となっております。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

まず、環境局自然環境部長の和田でございます。

○和田部長 和田です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

○松岡課長 緑環境課長の茂野でございます。

○茂野課長 茂野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。

○青山課長 青山でございます。今日もよろしくお願いいたします。

○松岡課長 多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡課長 同じく多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。

○上中課長 上中でございます。よろしくお願いします。

○松岡課長 よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の申出があり、ウェブで傍聴されますので、お知らせいたします。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願いしたいと思います。佐伯部会長、審議の開会をお願いいたします。

○佐伯部会長 これより、第25期東京都自然環境保全審議会第8回計画部会及び第11回生物多様性地域戦略改定検討会を開催いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃるということです。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局は傍聴人を入室させてください。

(傍聴者入室)

○松岡課長 それでは、傍聴人の方が参加されています。

○佐伯部会長 よろしいですか。

では、本日の審議案件は、諮問第475号「保全地域の保全・活用プラン」と諮問第456号「生

物多様性地域戦略の改定について」となります。

初めに、事務局から本日の議事の流れと資料の確認をお願いします。

○松岡課長 承知いたしました。

本日の流れについて最初に御説明いたします。

初めに、「保全地域の保全・活用プラン」を御審議いただきまして、その後、「生物多様性地域戦略の改定について」を御審議いただきます。

「生物多様性地域戦略の改定について」の審議の開始は10時40分頃を予定しており、そこから専門委員の方が御参加されます。

続きまして、資料の確認についてです。委員の皆様には資料を事前に送付させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。もしお手元にない場合は、環境局ホームページからダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。URLはチャットを御覧いただければと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1は「『保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）』に対する意見公募の結果について」でございます。

資料1-2は「保全地域の保全・活用プラン（答申素案）」となります。

それから、会議の次第と委員名簿となります。

生物多様性地域戦略の資料につきましては、また後で確認させていただきます。

資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

○佐伯部会長 大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、早速審議を始めたいと思います。

5月の部会で中間のまとめ（案）について審議をいただいた保全地域の保全・活用プランについてとなります。そして、7月の審議会で内容について御了承をいただきました。本日は、その中間のまとめに対する意見公募の結果と答申素案について、事務局からまず報告をお願いしたいと思います。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○茂野課長 緑環境課長、茂野でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

資料1-1「『保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）』に対する意見公募の結果について」となります。こちらについて画面共有をさせていただきます。

前回の審議会の翌日、令和4年7月26日から8月23日まで実施しました都民の方々からの意見公募、パブリックコメントについてとなります。意見提出が17名、意見総数37件の御意見を頂戴しているところでございます。個人の方のほかNPO、ボランティア団体の方々、都の保全地域で活動されているボランティア団体の方々からも御意見をいただいております。

1枚目は主な御意見の要旨となっております。本日はこちらで御説明をさせていただきます。2枚目以降につきましては非公開を御希望の方を除いた個別の御意見を掲載させていただきます。なお、先日事前に送付させていただいた資料に、個別意見につきましては左側に番号を振らせていただいております。その番号が1枚目の主な意見のところの一番後ろに記載させていただいております。対応する形となっております。また、体裁等も整えた関係上、事前にお送りした部分からは変更はないのですが、体裁を変更しておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

今回いただいた御意見ですが、全体としまして既にプランで記載しているものや、また今後の施策への御意見といったものにつきましては、今後の取組の参考にさせていただくか、検討を進めてまいりますという表現で回答をさせていただきます。なお、1枚目の主な意見の要旨、こちらの文章に下線が引いてある御意見につきましては、その趣旨を踏まえまして本プランの表現を修正したものとなっております。

それでは、分類に分けて御意見を御紹介いたします。

まず、現状認識に関する御意見でございます。2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する30by30や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、OECMといった最新の話題に触れるべきといった御意見をいただきました。こちらのいただいた御意見につきましてはおっしゃるとおりでございますので、プラン本文の24ページになりますけれども、30by30やOECMについて記載させていただいております。こちらにつきましては、この後、生物多様性地域戦略の報告がございますけれども、そちらの本文から引用する形を取らせていただいております。

次に、指定や維持管理に関する御意見となります。1つは保全地域の維持管理の質が低いところがある。新規指定は都の費用負担で緑の質を確保しながら維持管理と活用を図るべきや、また保全活動の作業を見積もった上で、ボランティアだけに頼るのではなく、資金が循環する仕組みづくりが必要といった御意見がございました。左の番号でいきますと、7番、11番となります。こちらのいただいた御意見につきまして、維持管理の費用負担が都なのか、あるいは地元自治体なのかといった御意見もございまして、保全地域の管理は土地所有者に

よる管理が原則であります。公有地であれば都、市有地であれば市といった形になります。中には複数の管理主体が関わる場合もありまして、例えば一体的に維持管理を実施するために公有地部分の管理を市に委託するといったケースもございます。いずれにしましてもいただいた御意見につきましては、今後の保全地域の適正な管理・活用の方法などの検討を引き続き行い、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

一番上に戻りまして、コーディネート事業になります。こちらの事業につきましては、保全地域の希少種・外来種対策などを進め、地域ごとの生物多様性の保全の取組を高めるといったものになってございます。この事業を都の環境公社が運営・調整を担う理由を説明すべきといった御意見をいただいております。こちらの御意見につきましては、プラン本文のp51の箇所に都と政策実現に向けて連携する政策連携団体の役割を入れさせていただきます。

それから、維持管理の中で林縁部保全事業につきまして、伐採範囲を5メートルとするのではなく、場所ごとの事情を考慮して行うべきとの御意見をいただいております。こちらのいただいた御意見につきまして、事業を実施するに当たりましては、私どもも事前に現地の状況を確認しながら状況に応じて実施してございます。5メートルというのは原則ルールであると考えてございますので、いただいた御意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。

次に、希少種・外来種対策に関する御意見となります。1つは保全地域に設定している野生動植物保護地区を増やすことや、その普及啓発、また希少種保全の取組の優先順位をつける際には、近隣県の生息状況も考慮する必要があるといった御意見をいただいております。こちらの御意見の野生動植物保護地区の拡張の検討などについては既に本プランで掲載しているところでございますが、普及啓発につきましては御意見を踏まえ、プラン本文の61ページになりますけれども、追記をさせていただきます。また、希少種保全の取組につきましては、希少種の生態や最適な環境など、専門家の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

次に、普及啓発に関する御意見となります。1つは希少種の保全は規制や制限の取組だけでなく、意識啓発を盛り込んだ自然観察ツアーの開催なども行うべきといった御意見をいただいております。番号でいきますと23番になります。こちらの御意見の保全地域における希少種保全の取組につきましては、都民の方々などが参加できる自然体験活動「里山へGO!」ですとか、あるいは企業やその社員の方あるいは家族の方が参加する、やはりこれも自然体

験活動になりますけれども「グリーンシップ・プログラム」といったものの中で紹介しております。御意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。

また、近隣の住民の保全地域への理解・関心を深めることや、モニタリング調査は専門家に加え、活動団体との協働の検討や、結果についても近隣住民も含めた関係者と共有し、意見交換の機会を設けるべきという御意見をいただいております。番号でいきますと20番、21番、28番といったところになってございます。こちらの御意見につきまして、既に本プランで記載しているとおりでございまして、様々な主体と連携した管理運営を目指すということで、地域の団体、学校、住民の方々等との連携促進を一層進めてまいります。また、モニタリング調査につきましては、その場所で長期にわたり独自調査を実施している活動団体の調査結果の活用や、協働についても検討してまいります。

次に、人材育成に関する御意見となります。保全地域サポーター制度はマンパワー不足のボランティア団体の支援に有効だが、認定数が少な過ぎるといった御意見をいただきました。こちらのいただいた御意見についてですが、現在、この事業につきましては募集定員30名で実施してございます。年間の登録希望、活動希望、それからボランティア団体さんとのヒアリングを踏まえると、おおむねこのような規模感と考えてございます。例えば現在、都が実施しています緑のボランティア指導者育成講習会も20人から30人程度の募集の規模感となっております。こういったことを踏まえまして、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

パブリックコメントの主な意見としてはここまでになりますが、このほかパブリックコメント以外のものとして審議会の委員の方々からも御意見をいただきまして、例えばこの後の生物多様性地域戦略との位置づけについての記載も必要だろうという御意見がございまして、こちらにつきましてはプランの1ページ目に生物多様性地域戦略の施策の1つということで改めて記載をさせていただいているところでございます。

それから、最後に保全地域の指定における2030年度までの目標の件になりますけれども、現在、庁内の最終調整をしているところでございまして、いましばらくお時間をいただければと存じます。本日は本文に記載が間に合っておりませんが、この後、庁内の調整が整えば各委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上となります。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま事務局から資料についての説明がありましたが、御質問や御意見等があり

ましたら、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。こちらから指名させていただきますので、ミュートを解除して御発言願います。

なお、質疑応答については、ある程度皆様からの御意見をお聞きした上で、事務局からまとめて回答いただくようにしたいと思います。

では、御質問や御意見がありましたら挙手機能でお知らせください。よろしく願います。

では、細野委員、願います。

○細野委員 細野です。

質問なのですが、コーディネート事業について、ほかの企業やNPO等ではなく、東京都環境公社が運営調整を担うべき理由を説明すべきという質問に対しての答えがちょっとよく分からなくて、東京都と協働して事業等を執行し、または提案し、東京都と政策実現に向け連携するための団体が東京都環境公社であるから、ほかのNPOや企業では駄目ということなのか。それがスムーズにできるからという理由を付け足したという意味ですか。あまり直接的な答えにはなっていないかなと思うのですが、どういう意味なのか教えていただきたいです。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。コーディネート事業の質問についてということですね。

幾つかまとめてお受けしたいと思いますが、ほかに御意見、御質問がありましたらお願いできればと思います。私の画面ではどなたも手を挙げていらっしゃらないように見えますが、大丈夫でしょうか。よろしいですか、大丈夫ですか。

では、須田委員、願います。

○須田委員 特段意見ということではないのですが、先ほどチラ見させていただいて、60ページの野生生物保護地域の字がちょっと違うかなと思ひまして。

○佐伯部会長 何ページになりますでしょうか。

○須田委員 60ページです、ものの60ページ。bの上から2行目の「捕獲や採種を禁止しています」の「採種」は「採取」ではなかったですか。これだと種の採集だけ禁止していると受け取られると思うのですが、どうでしょうか。

○佐伯部会長 「採集」ではないかということですか。

○須田委員 条文的には「捕獲や採取」だったと思うのです。

○茂野課長 すみません、「種」は「取」のほうの形になります。

○須田委員 分かりました。

あとついでなのですけれども、これは意見というか、私の感想でもあるのですけれども、保全地域の生物調査とかモニタリング調査を専門家により実施すると書かれているのですが、確かに御意見のとおり、例えば地域の管理団体、NPOとか地域団体の方が専門家に比するか、そのグループに専門家が入っているということもあるのですけれども、例えば横沢入なんかは代表的だと思いますけれども、かなりしっかりした調査データを積み重ねているところもありますので、そういうところは十分今後も生かすように進めていけたらいいのではないかと感じました。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。とりあえずはよろしいでしょうか。

では、事務局から回答をお願いします。

○茂野課長 御意見をいただきましてありがとうございます。

まず、政策連携団体の件なのですけれども、コーディネート事業の実施には、都と連携して協働しながら事業を実施していくことが必要であり、そのため、都政との関連が非常に高い団体が政策連携団体でして、事業の内容も当然よく分かっていますし、人事交流もございまして、そういった都の政策と非常に密接な関わりがある団体がコーディネート事業についてもよく分かっているということで、その役割について記載させていただいているところでございます。

それと生物調査のほうですけれども、先ほどおっしゃっていただいたとおり、しっかりと調査していらっしゃる団体さんとの連携については今後の取組の中で検討させていただきながら進めていきたいと考えてございます。

以上になります。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

コーディネート事業のところについては、答えの中に細野委員の御指摘を反映させて、例えば既にこの事業等についてよく分かっている団体であって、スムーズに連携することが可能なので、こちらを指定しているといったようなことを付け加えていただくことは可能でしょうか。

○茂野課長 後ほど部会長とも文言を調整させていただければと思います。

○佐伯部会長 そうですね。私も御指摘いただいて、確かにもう少し丁寧な説明であっても

いいかもしれないとも思いました。

では、ほかに何か御指摘の点がありますでしょうか。

もし委員の方から特になければ、私が少し気がついたこととして、バッファーの部分を5メートル伐採して管理するというような文言があって、これについてはパブリックコメントと、それから石井会長からも指摘が出ている次第です。このまま文章を出してしまうと、本当にどこもかしこも現地の状況に関係なく一律的に伐採してしまうというようなことに取れるので、何かしら変更が可能であれば、例えば石井会長は保全地域内部の環境に悪影響が及ぶと考えられる場合を除きとか、もしくは現地を確認した上で適切と認められる場合はこうするというようなことを入れてもいいのかなと思いました。今の段階で文章そのものを変更していくことがもし難しければ、そういったことをパブリックコメントの回答の中に反映させて、皆さんに御理解いただくということがあってもよいように思いました。

私からは以上です。

また、先ほど保全地域の指定の目標について、少し中間の目標値なども入れていくと後ほど成果を検証しやすいのではないかという意見に対して、今、その文言が入れられないかを検討中ということですので、ぜひ入れる方向でできればと思います。

私からは以上ですが、ほかの皆様はいかがでしょう。よろしいですか。

事務局のほうからも何かありますでしょうか。

○茂野課長 ありがとうございます。最後におっしゃっていただいた5メートルの話の件については、パブコメの中で答えていくのか、本文の中で答えていくのかは部会長とも御相談させていただきながら検討していきたいと思っています。

また、目標値についても本日間に合わせてございませぬけれども、中間目標としてしっかりと掲げて、またこのプランに記載できるタイミングが整えば、各委員の皆様にお知らせさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、意見が出尽くしたようですので、諮問第475号「保全地域の保全・活用プラン」につきましては適当と認め、また修正部分については恐縮ですが部会長預かりとさせていただいて、事務局と相談をしていただいた意見に対してできる限りお答えできるような対応を考えてまいりたいと思います。このようにして次回の本審議会に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、諮問第475号「保全地域の保全・活用プラン」については適当と認め、本審議会に報告することといたします。

○松岡課長 すみません、部会長、今、下村先生が挙手されたようです。

○佐伯部会長 そうですか、申し訳ありません。ちょっと私の画面に反映されておりませんで、申し訳ありませんでした。下村先生、お願いします。大変申し訳ありませんでした。

○下村委員 私のほうで大丈夫ですよというマークを出そうとしたら、手を挙げる機能しかなかったので、反応の仕方がちょっと。

○佐伯部会長 私のほうでも気をつけていたのですけれども、すぐに分からなくて申し訳ありませんでした。

○下村委員 とんでもありません、大丈夫です。よく答えておられるので、これでいいかと思えます。失礼しました。

○佐伯部会長 分かりました、ありがとうございます。

では、皆様、何度かにわたる御審議をどうもありがとうございました。

では、事務局、よろしくをお願いします。

○松岡課長 それでは、以上をもちまして「保全地域の保全・活用プラン」については終了させていただきたいと思えます。

この後、10時40分から2つ目の議事「生物多様性地域戦略の改定について」を始めさせていただきます。しばらく休憩とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(休 憩)

○松岡課長 それでは、先ほど10時40分と申しましたが、専門委員の先生、皆様いらっしゃいましたので、これから始めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日2つ目の議事でございますが、「生物多様性地域戦略の改定について（第11回生物多様性地域戦略改定検討会）」を始めさせていただきます。

生物多様性地域戦略改定検討会の専門委員の皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。

ここからは専門委員の方々にも御参加いただきますので、専門委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、マイクをオンにして一言お返事をお願いいたします。

まず、佐藤初雄委員。

○佐藤（初）専門委員 本日はよろしく願いいたします。

○松岡課長 よろしく願いいたします。

佐藤留美委員。

○佐藤（留）専門委員 佐藤です。よろしく願いします。

○松岡課長 よろしく願いいたします。

鶴田委員。

○鶴田専門委員 鶴田でございます。よろしく願いいたします。

○松岡課長 よろしく願いいたします。

原口委員。

○原口専門委員 原口です。おはようございます。よろしく願いします。

○松岡課長 よろしく願いいたします。

吉田委員。

○吉田専門委員 吉田でございます。よろしく願いいたします。

○松岡課長 よろしく願いいたします。

計画部会委員及び都職員については、出席者のお名前のみ御紹介させていただきます。

佐伯部会長、芳賀委員、細野委員、下村委員、須田委員でございます。なお、一ノ瀬委員につきましては後ほど御参加いただく予定となっております。

それから、都側でございますが、和田自然環境部長、茂野緑環境課長、青山緑施策推進担当課長、近藤多摩環境事務所長、上中多摩環境事務所自然環境課長、そして私、計画課長の松岡でございます。

それから、会議中のお願いでございますけれども、会議中は常にミュートの状態にさせていただきたいと思っております。

御発言になる場合にはZoomの挙手機能を使用し、部会長が指名いたしましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願いしたいと思います。

佐伯部会長、審議の再開をお願いいたします。

○佐伯部会長 では、審議を再開いたします。

ここからは生物多様性地域戦略の改定について審議してまいります。

まず、事務局から資料の確認をお願いします。

○松岡課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料2-1は「第10回生物多様性地域戦略改定検討会委員発言」。

資料2-2は「『東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）』に対する意見公募の結果について」。

資料2-3は「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申素案）〈見消版〉」で、章ごとに1から5まで分かれてございます。

資料2-4は「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申素案）〈溶込版〉」。

資料2-5は「地域戦略改定に関する今後の予定」となります。

それから、会議次第と委員名簿となります。

資料は以上となりますが、全部よろしいでしょうか。もし足りない場合には、挙手機能で御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

では、佐伯部会長、お願いいたします。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

では、審議を始めたいと思います。

6月の部会で中間のまとめ（案）について審議をいただきました。そして、7月の審議会で御了承をいただいています。本日は、中間のまとめに対する意見公募の結果と答申素案について、事務局からまず報告をお願いしたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いします。

○青山課長 緑施策推進担当課長、青山でございます。

6月以来の開催となりますが、本日もよろしくお願いいたします。

初めに資料2-1を御覧いただきたいと思います。画面でも共有させていただきます。

こちらは前回6月24日の第10回改定検討会の委員発言を整理した資料でございます。今回も詳細な説明は割愛させていただきますが、前回は東京都生物多様性地域戦略の改定について中間のまとめ素案について御意見を頂戴しております。恐れ入りますが、各自御確認をいただきまして、発言の趣旨が違うところがありましたら、後ほど事務局までお知らせください。

2-1につきましては以上でございます。

続きまして、本日御議論いただく内容について御説明いたします。

前回第10回の改定検討会で御審議をいただきました中間のまとめ素案につきましては、その後、7月25日の自然環境保全審議会に御報告した後、翌26日から約1か月間パブリックコメントを実施いたしました。本日はパブリックコメントの実施結果について御報告するとともに、パブリックコメントで出された御意見などを受けまして、中間まとめに必要な修正等を加えた「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申素案）」を事務局で取りまとめておりますので、その内容について御議論いただきたいと思いますと考えております。

早速資料の説明に入りたいと思います。画面を少し切り替えます。

資料2-2「『東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）』に対する意見公募の結果について」でございます。

今、資料の1ページを御覧いただいているかと思えます。こちらは主な意見の要旨をまとめたものでございまして、次の2ページ以降につきましては寄せられた全ての御意見と、それに対する都の考え方を整理してございます。本日はお時間も限られておりますので、全ての御意見を紹介できませんが、後ほどその一部を御説明いたします。

まず、御覧いただいております1ページ目でございます。パブリックコメントにつきましては、上段に記載のとおり25名の方から合計130件の御意見を頂戴いたしました。御意見につきましては個人の方、NPO、NGO等団体の方、あとは大学・研究所等研究者の方、多数御意見を頂戴してございます。このうち取組の方向性を記載しました「第4章 東京の将来像の実現に向けた目標と基本戦略」について一番多く意見を頂戴しておりまして、全体の約3分の2を頂戴してございます。

今、御覧いただいている表でございますけれども、主な御意見の要旨といたしまして、御意見の多かった事項、重要と思われる事項につきまして9項目お示しをしております。こちら1番目、生物多様性に重要な緑地は保全に努めることを優先すべき。次でございます。こちらは島嶼地域のオオミズナギドリ等の保全対策をすべきといった御意見。3番目が在来種を緑化する際には遺伝子攪乱に注意すべきという御意見。4番目が都内の野生生物についての調査を継続的に行うべきという御意見。5番目が情報の収集・保管・発信、研究・教育、連携など多様な機能を持つ拠点の整備をすべきといった御意見。少しとびますけれども、9番目は庁内の縦割り組織を超えて横断的に施策を進めるべきといった御意見。こちらの6項目につきましては、それぞれ複数の御意見を頂戴してございます。

今、御覧いただいている表でお示しした御意見のうち、1番目から4番目の御意見、あと

は7番目の御意見につきましては、いただいた御意見を踏まえまして本文を修正してございます。また、こちらの5番目と、6番目は生物多様性が回復軌道に乗ったかを判定するための指標を示すべきといった御意見でございます。それと8番目でございますが、行政側の人材育成を進めるべきといった御意見。もう一つ9番目でございます。先ほどお話した横断的に施策を進めるべき。こちらの4つの御意見につきましては、都の考え方を示した上で今後の取組の参考とさせていただくことといたしまして、本文はそのままにしてございます。

次に、ただいま1ページ目で御説明した御意見と、それに対する都の考え方を御覧いただきますと、2ページ目以降でこういった形で御説明をしてございます。御覧いただいておりますとおり130件の全てに左側に通し番号を振っております。本日は、先ほど1ページ目でお示しした9項目のうち、本文の修正に反映しました項目を中心に御説明したいと思います。

少しページがとびまして3ページ目でございます。こちらの7番、8番の御意見。こちらは先ほど1ページ目の4番目の項目に該当いたします。左の欄が意見の概要になってございまして、生き物に関する課題の明示、あとは調査の定期的な実施を求める意見でございます。こちらの右の欄に東京都の考え方を示してございます。課題の明示につきましては、継続的な調査だけでなく情報の蓄積も課題であるということ本文に追記して修正をかけてございます。また、調査の定期的な実施につきましては、今後の取組の方向として既に本文には記載してございますので、改めてこちらのほうで都の考え方を示してございます。

少しページがとびまして5ページでございます。5ページの21番ではオオミズナギドリの関係の御意見でございます。これは複数のページに渡っておりまして、21番、少し見にくいですが次の6ページの30番の事項です。もう一ページとびまして、31番、あと33、34番がオオミズナギドリに関する御意見。また少しページがとびますが、13ページの71番から75番にかけてオオミズナギドリの置かれている危機的状況などの現状でありますとか対策の必要性に関する御意見になってございます。都の考え方でございますけれども、少しページを戻させていただきまして7ページでございます。こちらの33番、34番でございます。オオミズナギドリの被害に関するコラムを新たにつくりまして、本文に追加させていただいております。また、先ほど多数御意見を頂戴しました13ページでございますけれども、こちらの73から75の回答を御覧いただきますと、いただいた御意見につきましては国とか、あとは地域の関係者の方々と共有しまして、今後の取組等の参考とさせていただきたいということで回答をつけさせていただいております。

次に、ページが1つ戻ります。12ページでございます。こちらの63番、66番の御意見は、先ほど1ページ目の1番目の項目に該当いたします。保護すべき生き物の生息する区域や生物多様性の維持に必要な緑地における事業の実施時の配慮に関する御意見になってございます。御覧いただいておりますとおり都の考え方といたしましては、今後の取組の方向といたしまして既に本文に記載しておりますので、改めて都の考え方をお示しいたしまして、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、該当する本文につきましては、より分かりやすい内容となりますよう、文章を一部修正してございます。後ほど本文を御覧いただければと思います。

また、ページが戻って恐縮でございますが、5ページを御覧いただければと思います。こちらの22番の事項は遺伝子レベルの生物多様性保全推進に関する御意見。関連しまして次の6ページの26番、とびまして11ページの55番から59番にかかる御意見でございます。こちらは1ページ目の3番目の項目に該当いたしまして、国内外来種であったり、同じ種名でも異なる遺伝子を持つ在来植物の緑化による遺伝子攪乱の可能性に関する御意見になっております。都の考え方でございます。少しまた戻らせていただきますけれども、5ページを御覧いただければと思います。こちらの22番の事項と、あとは6ページの26番に関する事項につきましては、遺伝子汚染に関する説明などを本文の中に追記させていただいております。先ほど御覧いただいた11ページの55番以降のところでございます。都の認識と、もう既に取り組んでいる事項がございますので、そちらの取組で説明をさせていただきます。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは84番から最後の91番までにつきましては主な意見の要旨、1ページ目にございました5番目の項目に該当いたしまして、自然史博物館や生物多様性センターなどの拠点整備に関する御意見となっております。都の考え方はこちらに御覧いただけますとおりに、これまで改定検討会の中でも御説明をしておりますけれども、今後の取組の方向性といたしまして既に本文の中に記載してございます。また、今年度から自然環境デジタルミュージアム構想の実現に向けた検討を開始しておりますので、いただいた御意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。

またページがとんで恐縮ですが、18ページを御覧ください。今度は107番の御意見でございます。こちらは1ページ目にございました表の7番目の項目に該当いたしまして、人手やノウハウ不足などに対応するため自治体同士が連携できるネットワーク構築に関する御意見となっております。都の考え方でございますけれども、右欄に記載しましたとおりにいただいた

御意見を踏まえまして、今後の取組の方向性として自治体間ネットワークの構築に関する記載を本文に追記してございます。

資料２－２の説明につきましては以上となります。

続けて資料の説明をさせていただきますが、画面で共有します。資料２－３「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申素案）」でございます。

こちらの資料につきましては全体の分量が多くなってございますので、第１章、第２章が資料２－３－１、次の第３章が資料２－３－２、第４章が資料２－３－３、第５章が資料２－３－４、資料編が資料２－３－５と分割をしてございます。今、御覧いただいております画面でございますけれども、赤字で見え消しの形で訂正箇所を御確認いただけるようになってございます。７月に公表いたしました中間のまとめに修正を加えてございまして、今回答申の素案ということで取りまとめております。

修正のポイントでございますけれども、主に先ほど御説明いたしましたパブリックコメントを踏まえて修正をした箇所、もう一つが前回６月に開催いたしました改定検討会で委員の皆様から多数御意見を頂戴しましたけれども、その意見のうち中間のまとめに反映できていなかった箇所、その次に３点目といたしまして７月２５日の自然環境保全審議会の中で出された御意見、またの審議会の後に審議会委員から御意見を頂戴してございますので、その御意見を踏まえて修正した箇所でございます。そのほか最新の情報に基づいて時点修正した箇所が何点かございます。今回の修正箇所についてはこういったことで記載をさせていただいております。本当は全体を御覧いただきたいところではございますけれども、お時間が限られてございますので、全体を通して大きく修正をかけた箇所を中心に御説明をしたいと思います。

初めに、資料２－３－１、第１章、第２章から参ります。

まず、全体を通しての修正点、これは１章から５章まででございますけれども、１つは本文中に挿入しております図表につきまして、特にグラフに関するところでございますけれども、色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザインを可能な限り採用した配色とさせていただきます。今、少し画面で御覧いただいているかと思うのですが、種の絶滅速度につきまして色覚に障害のある方がしっかりと見られるような配色ということで、主に色の修正をしてございます。ほかに全体を通してでございますが、図表のレイアウトの一部につきましてはより見やすい配置となりますようデザインを修正してございます。

それでは、早速第１章、２章を御説明したいと思います。

初めに、4ページ目でございます。「第1章 急速に失われる地球上の生物多様性」に関する内容でございます。こちらにつきましては、人工資本でありますとか人的資本、自然資本の関係に関する内容につきまして、定義などもう少し分かりやすくなるかというような御指摘をたしか部会長からいただいたと思います。こちらにつきましては説明をこういった形で追加させていただくとともに、この図の下になりますけれども、それぞれの関係性が分かる図を今回追加させていただいております。

続きまして、5ページ目になります。こちらの「2. 生物多様性とは」につきましては、一般都民にはまだまだ分かりにくいこと、あと種や遺伝子の多様性の重要性についてメリットなど具体的にイメージできるとよいというような御意見がございました。こちらにつきましては5ページから7ページにかけて説明文を追加したり、あと図を追加して修正をかけております。今、御覧いただいているとおり赤字で分かりやすいように文章を追加したり、6ページ目も同様でございます。次の7ページ目につきましては、こうしたイラストを使いまして種が多様なことによる利点であるとか、その下になりますと遺伝子が多様なことによる利点を本当にイメージができるような形で記載を追加してございます。

第1章につきましては13ページを御覧いただければと思うのですが、「生物多様性に関する最近の動向」といたしまして、ポスト2020生物多様性枠組と次期生物多様性国家戦略の記載がございました。こちらにつきましては現時点でまだ内容が確定しておりません。今、御覧いただいている本文の中では現時点での最新情報を暫定的な形で記載しております。新たな国際目標につきましては12月のCOP15で採択予定となっておりますので、何とか間に合えば今後予定しております答申の中に反映していきたいと考えてございます。一方で、次期国家戦略につきましては、こちらも年度末に閣議決定を予定しているという話を聞いてございます。こちらにつきましては答申の中には反映することが少し難しいと考えておりますけれども、今後答申をいただいた後、アクションプランを策定して、それを加えて最終的な地域戦略という形を整えていきますので、その中に盛り込んでいく予定でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。こちらからが第2章になります。第2章につきましてもパブリックコメントを踏まえまして細かい修正箇所が幾つかございます。

少しページがとびますけれども、98ページを御覧いただけますでしょうか。今、画面でも御覧いただけるかと思いますが、98ページにつきましてはパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、外来生物に関する説明を新たにコラムとして追記してございます。

次の99ページも外来種に関する情報でございますけれども、こちらは特定外来生物法の改

正に関する最新情報を盛り込む形で修正をかけてございます。

続きまして、資料の2-3-2の第3章につきましては恐縮ですが割愛させていただきます。次の資料2-3-3、第4章を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましてもパブリックコメントを踏まえまして細かい修正がほとんどとなっておりますので、主だった修正箇所を中心に御説明を差し上げたいと思っております。

初めに、130ページを御覧ください。2030年目標の記載のところでございます。こちらでもパブリックコメントを踏まえた修正でございます。2030年目標でありますネイチャーポジティブにつきまして、赤字のとおり説明文を追加してございます。

134、あと135ページは行動目標に関する内容でございます。こちらでもパブリックコメントを踏まえまして、赤字記載のとおりもう少し分かりやすい内容に修正してございます。

次の135ページにつきましても同様でございます。

少しページがとびまして、138ページからが基本戦略ごとの各主体による主な取組に関する修正箇所になってございます。

1ページおめくりいただきますと139ページになりますけれども、こちらのページと次のページにつきましてはパブリックコメントの中でOECMという仕組みが都の制度なのか国の制度なのか違いが分からないといった御意見がございまして、こういった御意見を踏まえましてしっかりと国の制度であることが分かるような修正を何か所かに分けて加えてございます。

ページがとびまして143ページになります。赤字で記したコラムの部分になります。こちらは市街地におけます身近な緑の保全・創出につきまして、事務局からの提案ということになります。一般の都民が自宅で気軽に取り組める内容につきまして新たにコラムという形で追加してございます。

次の144ページでございます。行政の取組の部分でございます。先ほどパブリックコメントでも御意見があった箇所になりますけれども、具体的な取組内容をより分かりやすくするために、3つ項目ございますが、各項目の内容を整理した形で修正してございます。

少しページがとびまして150ページを御覧ください。こちらは先ほど御説明いたしましたオオミズナギドリに関するコラムを新たに追加させていただきました。

少しとびまして156ページでございます。こちらは先ほど御説明いたしました自然環境デジタルミュージアム構想の検討につながる記述としてございましたが、パブリックコメントを踏まえまして、この最後になります。少し前向きな記載を追加してございます。

とびまして171ページを御覧ください。ずっと下のほうにスクロールしていただきますと

「行政の取組」の赤字の部分になります。こちらは先ほど御説明したパブリックコメントを踏まえた修正となっております。

またとびまして174ページ、175ページでございます。こちらにも人材育成に関する行政の取組の中に1つ追記させていただいております。その次の175ページにつきましても同様でございます。

少しページがまたとびますが、第4章最後の180ページでございます。こちらは気候変動と生物多様性の同時解決に関する取組という記載になりますが、パブリックコメントを踏まえまして、行政の取組といたしまして気候変動に伴う生き物への影響などに関する情報発信等の記載を新たに追加してございます。

第4章につきましては以上になりますが、続けて資料2-3-4の第5章を御覧ください。推進体制・進行管理に関する部分になります。こちらにもパブリックコメントを踏まえた修正になってございまして、今、御覧いただいておりますのは183ページ、推進体制に関する記載となっています。こちらが一番下の■、「多様な主体との連携などを支える体制の整備」につきまして修正をかけてございまして、先ほど御説明いたしました自然環境デジタルミュージアム構想の検討につながる記載ということで修正をしてございます。

最後になりますが、1枚とびまして185ページになります。「2. 進行管理」に関する修正でございます。こちらにつきましてはパブリックコメントを受けまして、改めて記載内容につきまして事務局の中で整理をさせていただきました。中央のPDCAサイクルにつきましては東京都の取組と東京都以外の各主体の取組が混在してございましたので、こちらの図につきましては東京都を含めた全ての主体による取組という形で整理しまして、それに合わせた説明文としてございます。東京都の取組につきましてはその下の■でございます。「(仮称)東京都生物多様性地域戦略アクションプランの策定」という記述の中に入れてございまして、東京都の事業につきましても上段のPDCAサイクルを回していくことが分かる内容ということで修正をしてございます。

資料2-3の説明は以上となりますけれども、事前にお送りしている資料2-4につきましては、今、御説明した答申素案の見え消しのないバージョンとなっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続けて説明させていただきますが、最後の資料2-5になります。「地域戦略に関する今後の予定」でございます。

左側の囲みにございますとおり、本日11月24日の改定検討会で御議論いただいた答申案の

審議結果につきましては、12月に予定しております自然環境保全審議会に報告、あと御審議いただきまして、最終的に答申をいただきたいと考えております。その後、先ほどの説明でも触れましたように東京都でアクションプランを策定いたしまして、答申と併せて最終的な東京都生物多様性地域戦略を年度内に改定したいと考えてございます。

右側の囲みが国際動向、あと国の動向になってございます。12月7日から19日にカナダのモントリオールでCOP15が開催されまして、ここで新たな国際目標が採択される見込みとなっております。また、生物多様性の次期国家戦略につきましても、こうした国際目標を受けまして今のところ年度内に閣議決定見込みと聞いてございます。東京都の地域戦略につきましては、こうした国際的な議論でありますとか次期国家戦略の策定を踏まえて改定することとさせていただきますので、国家戦略の閣議決定後に改定・公表していきたいと考えてございます。

説明が長くなりましたけれども、資料2-5の説明につきましては以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

まず、松岡計画課長、お願いいたします。

○松岡課長 ここで一ノ瀬委員が御参加されましたので、一ノ瀬先生、一言御挨拶いただけますでしょうか。

○一ノ瀬委員 すみません、遅くなりました。途中から参加させていただいております。よろしく申し上げます。

○松岡課長 よろしくをお願いいたします。

では、佐伯部会長、続きをお願いいたします。

○佐伯部会長 分かりました。

では、説明をありがとうございました。

これから審議に入りたいと思います。御意見、御質問等がありましたら、Zoomの挙手機能にてお知らせいただければと思います。

では、まず芳賀委員、お願いいたします。

○芳賀委員 御説明をどうもありがとうございました。私が特に思いましたのが、第1章の生物多様性のところでパブコメの1番なのですけれども、生物多様性が分かりづらいというところで、今回の改定案で都が、種が多様なこととか人種が多様なことに関する利点ということで図を描いて説明していただいたのですけれども、非常に分かりやすいなということで、都民委員としては今回の改定はすごく評価したいなと思っております。

また、文章の中で利島村の猫が増え過ぎて問題になっているということが書かれていたの

ですけれども、猫好きの都民とすると、利島村は非常に猫が多くて、猫の島として魅力がある。今、古民家がどんどんリノベされていて、猫が集まるカフェがあって、そこで猫ちゃんにもえさをあげられるというので人気を呼んでいるのですけれども、やはり猫が増えて問題になっているということをなかなか都民は知らないと思いますので、本章の中でも取り上げてPRされるということは非常に有意義なことだと思いました。

感想ですが、以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、幾つかまとめて御意見をいただきたいと思います。

次は吉田委員、お願いできますでしょうか。

○吉田専門委員 経団連自然保護協議会の吉田です。すみません、今日は早めに失礼させていただくこともありまして、早めの発言とさせていただいております。

私からは全体で3つほど所感を述べさせていただきたいと思っております。

1つは、全般パブリックコメントは本当に様々な意見、専門的な意見から都民の様々な声をいただいて、都としての考え方ですとか方針といったことが回答されていることと、それからできるだけ都民の方の声を生かした反映を、コラムの追加も含めて分かりやすい形でされているところについては大変大きな意義のある修正だったのではないかなと思っております。それがまず第1点目です。

2つ目は、これはもう本当に改めて見た印象論にはなってしまうのですけれども、全般を通して非常に行動志向というか、アクション志向の戦略になっている。高い理想を掲げればそれは限りなくたくさんあるのですけれども、この問題については、まず現状を知って1歩でも2歩でも前に足を踏み出すのが私は重要だと思っております。裾野を広げるということです。引き続きこれは非常に重要で、そういう意味では恐らく都民の方を想定しながら、どんなことをすると生物多様性に参加できるのかといったようなことがイメージが湧きやすい、分かりやすい内容になった。この分野はなかなか統一指標を立てにくいこともありますけれども、そんな姿勢を私はすごく感じたところであります。

3つ目、最後なのですけれども、第4章と第5章を束ねて申し上げると、第4章の130ページ、今、なかなかこの分野は統一指標というか、キャッチフレーズのようなものができにくいと申し上げましたけれども、ここの四角囲みにあるようなことが非常にシンプルに分かりやすくこの先8年後の目標として掲げられたのは、今後様々な関係主体の参考になるのではないかと思っております。事業者にとっても東京都がこうしたメッセージを発信されている

ことについてはきちんと受け止められていくのではないかとということに期待したいと思っております。

そして、あわせてということなのですが、資料2-3-4の推進体制のところでも新しいことが幾つも打ち出されておりますけれども、特に都庁の中で生物多様性地域戦略庁内推進会議の設置が打ち出されておまして、ここについてはやはり生物多様性は様々な環境課題ですとか、あるいは社会を営んでいく上で様々な環境負荷がかかるわけですが、相互に連携している、相互に影響があるような問題でもありますので、こうした庁内での連携が進むことについては大変興味深く意義深いことだと思っております。

長くなりましたけれども、ちょっと所感めいた話で恐縮ですが、私からは以上です。全般賛成でございます。以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、もうお一方お願いしたいと思います。原口委員、お願いいたします。

○原口専門委員 ありがとうございます。私も全体としては、これから特に企業で自然関連の財務情報開示に臨む場合に、ロケーションベースでやっていくときにある地域でどれだけのことを地域の自然について知るべきかという多様な視点を提供するという意味では、今回の東京都の地域戦略は本当にビジネスマン向けのテキストになるのではないかと考えておまして、完成後は経済界にも積極的に紹介していきたいと思っております。

今からお話することは今さらながらと思いつつも、今後の8年間を考えると、ここは少し追加したほうがいいのではないかとこのところで、第1章の「生物多様性に関する最近の動向」の「お金の流れが変える企業活動」は私もコメントはしましたが、ネイチャーファイナンスという言葉も最近出てきているのですけれども、自然を回復するためのビジネスにお金をどんどん流していくという動きがかなり加速しておまして、私自身もっと先を読んでコメントすればよかったなと反省しております。2ページ目も隙間がありますので、もう少し書き込んだほうがいいのかと。

ここについては皆さん、パブコメもされていないので、あまりこの関係の方が御覧になられていないのかなと思うのですけれども、1つこれは主に民間の金融のお金の流れと、それに対して開示する企業の取組というか、そういった流れが書いてあるのですが、先日東京都小池知事がロンドンとのグリーンファイナンスセミナーで、東京はSustainable High City - Tech, Tokyo、SusHi Tech Tokyoというのを標榜して、今度2月にCity-Tech, Tokyo、社会

課題を解決するスタートアップとのオープンイノベーションのイベントも東京都さんで開催されるというようなアナウンスがありました。知事が言われていたのは、環境に関していうと、やはり脱炭素とエネルギー問題、さらにサーキュラー、循環型社会ということは言及されていたのですが、自然の問題が恐らく社会課題の中にスコープとして入っていない、今の東京都が進められているグリーンファイナンスとかサステナブルファイナンスの中に入っていないが、この先8年を考えると、そこが確実に入ってくると思うのです。

ですので、ここでネイチャーと書いてしまうと東京都庁内での調整がなかなか大変だと思いますけれども、既に東京都でグリーンファイナンスという動きの中で自然のネイチャーポジティブにも貢献するような脱炭素やサーキュラーに関してのこれだけのファイナンスの動きを東京自身がボンドを発行しますし、また企業の投資も呼び込むような動きをしていることをここに記載して、その先にネイチャーも明確に入ってくるというようなことを期待させるような東京都としての取組をここに追記してはどうか。東京都が民間のネイチャーポジティブに向けたファイナンスの呼び水になるようなグリーンファイナンスの動き、国際的にもアピールする動きをもう既にされていることをここに追記してはどうか。急な御提案で大変申し訳ないのですが、それくらい書かないと、この記載だと、もう1年後、2年後には当たり前過ぎて大した参考情報にならないのかなというところがありますので、御検討いただければと思います。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

今、いただいた御質問等について、まず事務局のほうからお願いします。

○青山課長 青山でございます。

芳賀委員、吉田委員、原口委員、御意見、御感想も含めていただきまして、ありがとうございます。

芳賀委員も含め、吉田委員もそうですけれども、今回の修正案につきまして評価をいただきまして、本当にありがとうございます。

最後、原口委員から御提案のありました修正案でございます。御指摘のとおり東京都としましてもう既にグリーンボンドを発行していると聞いてございますし、こちらにつきましては最新情報をもう少し原口委員から伺った上で、どういう記載内容に修正すべきかを部会長とも相談しながら考えていきたいなと思ってございます。

あと吉田委員からも3点ほどいただきまして、企業に対してもしっかりと宣伝していきたいというような力強いお言葉もいただきましたので、今後、東京都といたしましても、都民も

そうですし、いろいろなNPO、NGO団体、あと企業の皆様とも連携しながら地域戦略に記載した取組をぜひ進めていきたいと考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

貴重な御意見をありがとうございました。では、金融の部分については今後検討とさせていただきます。原口委員には最近の流れなども情報提供いただきありがとうございました。

では、ほかにも御意見があるようなのでどんどんいきたいと思います。

では、次は須田委員、お願いできますか。

○須田委員 3点ほどあります。

1つ目は、資料2-3-1の99ページです。外来種のコラムの部分です。アカミミガメとアメリカザリガニのことが書かれているかと思うのですが、その1行目「北米が原産地の外来種であり」と書いてあるのですが、これは明らかな侵略的外来種なので、「北米が原産地の侵略的外来種」にしたほうがインパクトが強いかと思います。あと前のページの外来種の解説にも関わるのですが、我々保全の研究とか現場に関わっている人間が一番問題視している外来種は、侵略的外来種の中でも特に生態系改変種というグループがいるのです。エコシステムエンジニアと言われるのですが、そのグループからまず手をつけるというのが大体セオリーになっています。なので、侵略的外来種のことについてもどこかにスペースがあれば一文触れておくといいかなと感じました。これが1点目です。

2点目が、資料2-3-3の156ページですか。自然史資料の収集とかが書かれているところだと思います。「行政の取組」の中に結構具体的なことが盛り込まれたことは非常にいいことかなと思います。特に自然環境情報はここに書かれているとおりに収集・保管・分析・発信の4つが組み合わさって初めて有効に機能するものですから、これがしっかり書かれたことは非常によいことかなと思います。

あともう一つ補足するとすれば、恐らくパブコメを見ても感じているのですが、自然環境情報を収集します、でも情報だけ、つまり情報だけ収集して、その根拠となる資料とか標本とかそういうものは東京都は集める気はないのではないかとみんな多分うがって考えたと思うのです。なので、例えば自然環境情報と資料とかもうちょっと具体的な形としてのものも集めていきますということを付け加えると、皆さん少しは納得していただけるのではないかなと思います。

あとはデジタルミュージアムが動き始めましたので、デジタルミュージアムで終わることではなく、次があることもおわせつつ、これはやはり資料を持っているということが一番の根拠になりますので、そこはちゃんと書いておいたほうがいいかなと思います。

次は、その資料の中の170ページですか。こここのところに学校ビオトープの話が書いてありまして、これは戦略の中にそこまで書くかどうか、多分アクションプランのほうに入ってくるのかなと思うのですけれども、例えば学校ビオトープにしる屋上緑化にしる壁面緑化にしる、あれは設置することまではみんな考えているのですけれども、実際それが設置された後にしばらくして見に行くと、ほとんど無残なことになっているパターンが多いのです。結局せっかくつくったのにそれが有効に機能しないばかりか、ビオトープに至ってはそこが外来種が拡散する足がかりになってしまったりすることもあるわけです。本来は適切な設置だけではなくて、適切な管理の実施が極めて重要なのです。なので、つくればいいというだけにとらわれないように表現を工夫したほうがよろしいかなと感じました。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、次は佐藤初雄委員、お願いいたします。

○佐藤（初）専門委員 よろしくお願いいたします。

資料の168ページ、169ページになります。私からは言葉の整理といいますか、考え方について1点だけコメントさせていただきたいと思います。169ページがいいですかね、その部分にあります「民間団体の取組」の中に「自然環境教育」「自然体験活動」「環境学習」「自然体験」というような言葉が幾つか出てくるのです。例えば「教育・研究機関の取組」の中にあります冒頭のところには「自然環境教育や自然体験学習」という言葉、それから2つ目のポツの幼少期のところですが、ここには「自然体験」と、後ろには「環境学習」というような言葉が出てきます。そういうことで私から申し上げたいのは、この辺の言葉の使い方に都で何かこういった意図があるということがあればこの部分の言い方になるのですけれども、提案といたしましては、こういうふうな学習や体験活動そのものも全て「体験活動」という言葉の中に包括されるという書き方になるかと思っておりますので、あえて「自然観察」とか「農業体験」というようなことを入れたいとするならば、168ページの冒頭のところに「自然体験や自然観察会」というような表現がありますが、むしろ冒頭には「自然観察会、農業体験などの自然との触れ合い活動」と書いてありますが、ここを「自然体験活動」という言葉に置き換えればどうでしょう。こういうような「自然体験」という言葉にまつわる

が実は幾つか散見される中に、171ページにも「自然体験」という言葉が出てきますし、174ページと175ページも「自然観察」とか「自然体験」とか「自然環境教育」とか、言葉のところに考え方といいますか、表現の仕方の整理が必要なのかなと感じています。

その中で資料の74ページの中段の写真の下のところになろうかと思えます。「登山、散策、キャンプ」、こういった活動が表現されております。「多様な学習や自然体験活動」という表現をすると、こういったものが冒頭のところで網羅されて、包括的な考え方、学習や体験そのものを総称して「自然体験活動」と呼ぶのだというような、ここで少し説明することによってこういうふうな「自然体験活動」という言い方にしてしまえば、後ろのほうもあえて「農業体験」とか「自然観察」などの「自然体験活動」というふうにしてまとめられるかなと。それから、「自然環境学習」も、あるいは「自然環境教育」も「自然体験活動」という中に包含されるのだという整理ができるのではないかという、ここは事務局のほうでいろいろ御検討いただければと思います。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、もうお一方、佐藤留美委員、お願いできますか。

○佐藤（留）専門委員 佐藤です。ありがとうございます。

御説明をありがとうございました。皆さんもおっしゃっていますけれども、非常にブラッシュアップされたいい内容になっていると思います。私からは3点ほどございます。

1つ目が、OECMの件が各所に追加されているのですが、その件についてです。今、環境省のOECMの検討委員も担わせていただいております、今期試行が始まっています。原口委員もおっしゃっていましたが、企業の動きも非常に加速化されているなというのをひしひし感じていまして、多くの企業が手を挙げていらっしゃいます。資料でいいますと、最初の1章の14ページにコラムとしてOECMが載っているかと思うのですが、民間の緑地が非常に強調というか、分かりやすくは載っているのですが、実は行政が持っている都市公園や都市公園以外の緑地でもOECMになり得る可能性がありますので、そのところが分かるような記載になるといいなと思いました。

というのは、今、私の背景は崖線ですけれども、こういった連なっているような緑地が東京都も各所にありますけれども、やはりこういうOECMで手を挙げられると、それぞれに点としての緑地帯になっている状況で、それをつなぐ役割として都市公園や自治体が持っている緑地の役割が非常に大きいと感じています。OECMでも連結性が重要視されるのですが、そう

いった穴を埋めるところとして自治体の役割が重要だと思っています。これを読んだときに、これは民間緑地の話なのだと思ってしまわないような書き方ができるとよいと思います。

ここと2-3-3、4章ですか、こちらの139ページ、140ページになりますけれども、こちらにもOECMの記載がありまして、保全地域を増やしていきましようということがあります。この中の「行政の取組」で登録を促しましようということとかエリアの拡大促進とは書いてあるのですけれども、自治体が管理されている緑地もなり得るということがちょっと分かりにくいかなと思っておりまして、自治体の職員の方々が、自分たちが持っているところもそうなり得るし、それと民間の緑地をうまくマッチングさせていくことによってより大きな保全効果が高まることが分かっていたらとよいと思っています。これは実際に基礎的自治体の職員の方々と話をしまして、OECMのことを知らない、環境政策のご担当でもほとんど知られていないというところがありまして、そのあたりも課題だと思っていますので、何らかフォローアップをお願いしたいと思っています。

2つ目ですが、第5章の183ページです。連携と整備のところなのですが、都民からのパブコメにもありましたが、拠点整備についての意見がありました。また、私たちの委員会の中でも中間支援組織とか中間支援的な役割が生物多様性向上を加速化させていくためには必須だというようなお話を今までもさせていただいてきたと思います。その意味でここに何らかの拠点の整備の検討、実現を目指しますと書いてくださったのはありがたいと思います。ただ、やはり連携をきちんとつくっていく、さっきのOECMにもありましたけれども、特に区市町村との連携や体制整備はかなり戦略的に進めていく必要があつて、これだけでもアクションプランが結構なボリュームになるのではないかと考えています。こういった連携体制整備をしますと書くのは必要なことですし、次のPDCAのアクションのページもありますけれども、そちらも必要なのですが、実際にどう進むのか、具体的にどうアクションプランを進めていくのかというところが1つ疑問でありまして、そのあたりについてはお答えいただきたいと思っています。

最後、3点目です。東京都も今までのいろいろな施策をつくられてきています。私は環境局の方とも話をしまして、今、チャットにも載せましたけれども、「生態系に配慮した緑化評価ツール」のページですが、素晴らしい評価ツールだと思っています。また、在来種選定ガイドラインや今年出ています手引もありますが、そういう都の行政施策もありますし、区市町村が設定している施策もありますし、そういった施策と今回の生物多様性の地域戦略をどのようにマッチングさせていくのかが気になるところです。既に掲載されているかもし

れないですが、そのあたりの今の既存の施策を、この地域戦略を改定して今後進めていくことにどううまく乗せていってマッチングさせていくのかということをお聞きしたいと思えます。

さっき2つ目に申し上げた連携整備、今、ちょうど画面に出ているところなのですが、区市町の施策とか都の施策を盛り込んでいけるとよいと思っています。何となくつくっても誰も見ないともったいないと思えますし、実際使われているのかがすごく気になるころなので、そのようなところを含めてロードマップをつくって、戦略的に拠点整備なり区市町村の連携を進めていくべきだと思えました。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

たくさんの御意見をいただきましたが、事務局からまずよろしくお願ひします。

○青山課長 青山でございます。

まず、須田委員から3点ほど御意見を頂戴いたしまして、99ページのコラムの部分については少し文章の調整をしたいなと思えます。

あと須田委員からの2点目でございますけれども、156ページのところに関しての御意見は情報だけの収集に見える、実際に併せて根拠となる資料なんかも必要なので、そこにおおせられないかというような御指摘だったかなと思えます。私どもがここに「自然環境情報」と書いてございますのは、一応そういった資料も含めてと認識をしておりますので、可能であればこのままの記載とさせていただきますなと思っております。

3点目、学校ビオトープの関係の御指摘だったかと思えます。こちら具体的な取組の中に記載されてございまして、やはり適切な管理の実施が重要だという御指摘をいただいております。今、画面で御覧いただいているところの御指摘だったかなと思えます。こちらにつきましては創出だけの記載になってございまして、少し言葉を補足できればいいかなと思えます。

続いて、佐藤初雄委員からの御意見がございました。「自然環境教育」とか「自然体験学習」、いろいろな言葉が人材育成の記載のところ、それ以外も含めてなのでございますけれども、使われているというような御指摘がございました。こちらの部分です。私どもはこれを記載するに当たりまして、昨年8月にいろいろな形でゼロドラフトに対する都民の皆様から意見を頂戴いたしまして、そこで提案された中身も含めてこちらの最終の答申素案の中にも反映させてきたところでございます。私どもの意図としましては、できるだけ皆さんがイメージ

しやすいような言葉を使ったほうが良いというような認識の下、記載をしてございましたけれども、先ほど佐藤初雄委員の御指摘だと、どれがどれだかよく分からないので、もう少し言葉を統一して整理したほうがというような御指摘がございました。これは事務局で少し言葉を整理させていただきたいなと思っておりますので、先ほど第1章、第2章の中でもここに言葉を加えたらいいのではないかとというような御助言もございましたので、そういったことも参考にしながら少し文章の整理をさせていただきたいなと思っております。

あと最後、佐藤留美委員から3点ほど御指摘をいただいております。OECMに関する事項で、佐藤留美委員はOECMの国の検討会の委員になられておりますので、一番最新情報をお持ちかなと思っております。先ほど佐藤留美委員から言われたとおり、今、まだ国のほうで試行だと言われておりまして、私どもも常々委員会の動き等もウオッチしている状況でございます。御指摘いただいたのは、民間の緑地だけが対象ではないというようなお話がございましたので、本来であれば確定した情報があれば載せたいなと思っていたところですが、少し表現を工夫できれば考えてみたいなと思っております。

佐藤留美委員からの2点目の御意見でございます。183ページでございます。こちらの区市町村との連携の形でございます。こちらは御質問だったかと思うのですが、連携とか体制整備を戦略的に進める必要があるのではないか、どう進めていくのか考えをまず聞きたいという御質問だったかなと思っております。現在、区市町村に対しましては、この検討会での審議結果も含めて常に情報提供させていただいております。私どもが把握している限りでいうと、その内容を踏まえて各区市町村における地域戦略の検討に生かしていただいていると考えております。実際、私も幾つかの市の環境審議会、あとは生物多様性戦略の改定の検討会に委員として出席しておりまして、東京都で今、検討してございます戦略の内容に沿った形での助言も入れさせていただいたりしてございます。今後の連携をどう進めていくかというところにつきましては、これからいろいろな区市町村とも意見交換をさせていただいたり、あとは都の内部でも検討を進めて具体的な方向性を進めていきたいなと考えてございます。

あと最後、3点目でございますけれども、都の施策でもいろいろな生態系評価ツールであるとか、あとは生物多様性に配慮した緑地の管理の手引をつくっております。それを区市町村の施策とマッチングしたらどうか、活用したらどうかというような御意見がございました。こちらにつきましても場面場面で私どもは区市町村の職員の皆さんにしっかり周知はさせていただいております。もう少しきめ細かい内容の説明だとかいうことを今後考えていきたいなと考えてございます。

私からは以上になります。

○佐伯部会長 ありますか。

○青山課長 すみません、これでよろしいかなと思います。ありがとうございました。

○佐伯部会長 とりあえずはよろしいですか。

では、次に鶴田委員、お願いいたします。

○鶴田専門委員 ありがとうございます。

今回の改定が事務局の皆様の御尽力でここまで素晴らしいものになったのは本当に改めてお礼を申し上げたいと思います。特に今回改定でイラストとか写真を多用されたり、グラフやビジュアルもかなり配慮されて、分かりやすさを求められたのは非常に有意義なことだと思いますし、今後アクションプランですとか概要版をつくられる際にもそういったことは踏襲されていくということを念頭にいただければなと思います。

私からもちょうど今、見えている183ページのところ、非常に前向きに書いていただいた「生物多様性情報、取組活動の関連情報の把握・収集・提供」、これは実は今回重い内容だと思うのです。この実現を目指すというのは、先ほど佐藤留美委員もおっしゃったようにどうやっていくのかがすごく大きな仕事になるということは皆さん御想像にたやすいことかと思うのですけれども、横断的な推進会議とか少し予算もついて進み始める調査活動も含めて、これを進めていくのに都として一番準備しなければいけないのはお金と人だと思うのです。お金のほうは予算で少しずつ獲得していくことになると思うのですけれども、やはり必要な情報の中に人材情報とか取組をしている活動のグループの情報ですとか場所の情報、これはかなり綿密に収集する計画をアクションプランの中にも具体的に盛り込んでいく必要があるなと思います。先ほど須田委員からも御指摘のあったように、デジタル情報の収集というところで、コンテンツですとか自然環境情報という書き方はできているのですけれども、この中に人材情報とか取組の活動情報もしっかり入れていく、それを蓄積していくということをしなないと、調査ですとかどういうふうに取り組んでいるのかは分析できないことになりますので、それを156ページのデジタルコンテンツの中にも例えば人材情報とか活動情報も加えてみるということは必要だろうと思います。そういったことで区市町村がそれぞれお持ちの人材情報をネットワーク化したり、隣接する自治体とかの取組を面的に捉えるみたいなこともできていくと思いますし、また先ほど原口委員からもありましたように、企業からの投資なども含めて、情報がきちんとあって、そこからどう改善したかを見せられるところでないと投資も呼び込めないところがありますので、調査ですとか活動情報を蓄積するための仕組み

を強化することをなるべく今回の改定の中にしっかり盛り込んでいく必要があるかなと思います。なので、今、見せていただいている183ページのところも「取組活動の関連情報の把握」の中に「生物多様性情報」というと自然の話だけみたいに見えるかもしれないので、取組活動とか人材情報などということで関連情報というふうに入れていただけるとより実現性が高くなるかなと思います。

あと先ほど佐藤初雄委員からの御意見でありました「自然観察会」とか「体験活動」とかという言葉の整理ですけれども、多分例えば「自然環境教育」とか「環境学習」みたいな言葉は教育の分野、特に学校の先生たちはそういう言葉によく反応するとか、うちなんかも自然保護のための自然観察会とかいうと、やはり「自然観察会」という言葉にはすごく反応するという巻き込みたい方々が使い分けている言葉が結構あると思うので、整理されるときにあまり集約し過ぎないことが必要かなと思うので、項目ごとにどういう分野の方も反応しやすいような形で残していただくといいのではないかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、次は一ノ瀬委員、お願いできますか。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。遅れて参加となってすみません。

私からもまず最初に、このところあまり参加できていなかったかと思うのですが、皆さんがお話しされているように、非常に充実した内容にまとまりつつあると思います。これまでいろいろ申し上げてきたのですが、かなりの部分を盛り込んでいただけたと感じています。

私からはその上でということもあるのですが、2点ぐらいコメントと質問を兼ねたものとなります。

まず最初は、43ページです。東京の生き物の多様性について表を書いています。その後のことにも関連するのですが、今回実は東京都がかなり日本の全体の生物多様性という意味でも大きな役割を果たしているということが言えるのではないかなと思いがら見ていました。可能であればなのなのですが、この表に日本全体で何種なのかというのを入れていただくと、例えば植物なんかも、資料にもよるのでしょうけれども、日本全体でたしか7,000、6,000ですか、私はちょっと分からないのですが、そういうことを考えると実は東京都だけでもすごいのだなと思いがら表を見ていました。なので、東京はやはり自然が貧弱ではないかとかかなりの人が思っているような気もするのですが、実は日

本全体と比べても面積は小さいのに貢献できているというような表になるといいかなと。これは可能であればというレベルです。

次がそのちょっと後で、50ページ、「自然公園」のところです。前もちょっとお話したことに関係するのですけれども、自然公園という意味で36%を実は東京都が占めていて、それが全国で2位ですということがここに書かれていて、これも非常に大きなことだなと思っています。何回かほかの委員からも出ている30by30との関連でいうと、ここに書くのかどうかなののですけれども、どこかで東京都の現状として何%と言えるのであれば書けたらいいのではないかなと思いました。どこかに記載がありましたけれども、御承知のように国では陸域はこれから10%も上積みをしなれば、海域はもっと大変なののですけれども、OECM等の議論をしているわけなのですが、東京では少なくとも自然公園だけで見ても30を超えてしまっているという現状でもありますので、30by30に何をカウントするのかというのいろいろな議論があるところなのですけれども、一応環境省で日本のスタンスとしてのカウントの仕方を示していると思いますので、東京都がどういう状況なのかをもし書ければ、さらに東京都の貢献が分かるかなということです。

最後が1万プラスのところなののですけれども、134ページですか。この1万ヘクタールというのも非常に意欲的なすばらしい目標だと思っています。これは質問も兼ねてなののですけれども、ここの1万ヘクタールは全く新しくなのか、それとも今でも保護の網がかかっているところなのか、要は先ほど申し上げた30by30に1万ヘクタール分プラスになると考えていいのかなのか趣旨なののですけれども、ちょっとオーバーラップがあるのかなとは思いつつながらこれを見ているのですけれども、それにしてももしプラス1万ヘクタールだと東京都の面積からしてみても5%弱くらいになるのですか。すごく大きなことでもあるので、何かそれももう少し明示的に示せるといいかなと思ったところです。

質問と意見と併せてということなのですけれども、私からは以上3点です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、もう一方、下村先生、お願いします。少し時間を過ぎておりますが、御意見をいただくことは大切かと思っておりますので、今、手を挙げてくださっている方はお願いできればと思います。

では、下村先生、お願いします。

○下村委員 では、簡単に。私が感じたのは、とにかくよく書けているな、教科書的になるなとは思いますが、1つ形成史のことがかなりパブコメにもたくさん出てきたと思うのです。

そのあたりが実は2章の背景のところには随分形成史について書いていただいているのですが、それが基本戦略の対応のところであまり触れられていないのです。個別にはパブコメに対応していただいていますけれども、恐らく基本方針8がたしか理解の促進というようなところだと思いますので、ここは現在の生物あるいは自然の状況に関しての理解のイメージが中心になっていますので、そこにもう少し形成史とか歴史が東京の自然の特性とか特徴にかなり影響しているというあたりのことも理解してもらう必要があるということを書き加えていただいたほうが、せつかく2章で随分書いていただいているのが生きてくるのではないかと思いました。時々行政のほうでも土地の歴史的な文脈とか何かあまり関係なしに公共事業を展開されるところがこれまでありましたので、そこへの理解はこれからとても重要になってくると思いますから、このところにそういう歴史とか形成史の理解が重要だというあたりを加筆いただいたほうが、パブコメに対しての対応にもなるのではないかなと思います。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

今、御指摘いただいたことについて事務局からお願いいたします。

○青山課長 青山でございます。

多数御意見をありがとうございます。

まず、鶴田委員から何点か御意見を頂戴したかなと思います。1つは自然環境情報のほかに連携とか実際に活動していただいている人材情報があるということで、それを集約することがすごく必要だよというような御指摘だったかなと思います。こちらについては今、具体的には156ページに入れてはどうかというお話がございました。こちらの関係でいうと、156ページにつきましてはあくまでも自然情報という括りにしてございまして、こちらに書いておるのですけれども、実際連携に関する事項についてはもう少し後ろのほうの普及啓発のところ、こちらの行動方針8になりますけれども、「行政の取組」の中の下から2つ目になります。こちらの中で関係者間との連携、あとは必要な情報の提供、助言という機能と書いてございまして、確かに人材という言葉自体はここには出てきておりませんので、どこかに言葉が分かるようにこれから部会長と相談して調整してみたいなと思います。

もう一つ、鶴田委員からは「自然体験」「観察」に関する先ほど佐藤初雄委員からも御指摘のあったところかと思っています。そこは先ほど申し上げましたとおり少し事務局で言葉を整理したいと考えます。

続きまして、一ノ瀬委員から3点ほど御意見をいただいたかなと思います。冒頭第1章のところでもう少し東京都のポテンシャルを示せないかという御趣旨の御意見だったかなと思います。東京都の希少種の情報と全国の希少種の情報を比較して入れられないかというような御意見だったかと思うのですけれども、同じ時点で比較ができるかというのをこれからデータを調べさせていただかないと何とも言えないなというところではございますので、少し情報を調べさせていただきまして、もし入れられるようでしたらこちらのほうで調整したいなと思っております。

2点目は30by30への貢献ということで、現在の東京都の数字を入れられないかというような御意見だったかと思っております。本文のほうでは自然公園の面積だけを集約して36%と記載してございますけれども、そのほかについても一部我々が把握している部分もございまして、あとは国で示されている保護地区の定義の中には重複して網がかかっている区域も多数ございまして、できるだけそういう重複を除いて集約をかけたいなと思っております。ですので、今のところまだそこまで行きついていないというのが現状でございます。ですので、自然公園プラス、あとは重複していない部分で明らかな保護地域と呼ばれるところにつきましては少し数字を入れていってもいいのかなと思っております。少し検討させていただいて、また部会長と相談させていただきます。

あともう一点、一ノ瀬委員から1万プラスという行動目標のところに関する御意見です。こちらを改めて御説明差し上げますと、生物多様性バージョンアップエリア1万プラスにつきましてはこちらの文章の中でも記載しておりますとおり、自然地の保全管理をこれから今ある例えば森林の中でやっていくエリアを考えておりまして、こちらの緑の新たな確保、あとは公園緑地の新規開園は新たに行政として例えば条例によって保全地域に指定したり、公園でいえば今ある公園の拡張部分を新たに進めていく、この考え方に沿って設定させていただいたものでございます。おっしゃるとおり30by30への貢献という意味で1万という数字は大きいと思われるかもしれません。現在、取り組んでいる特に森林の保全管理をこれから新たにやっていくことが1万の中には含まれておりますので、明示していけるかというところはなかなかできない部分でございますので、御理解いただけると幸いです。

最後、下村委員から東京の緑の形成史について第4章の具体的な取組の中で少し触れてはどうかというような御意見かなと思います。こちらも普及啓発のところでは御指摘のとおりそういった記載はしてございませんでしたので、少し事務局で文章を調整できるか検討させていただきまして、また改めて部会長と御相談させていただきたいなと思います。今、御覧

いただいている地域文化の歴史の継承とか、その後ろにあります理解促進の部分になるかなと思っております。

すみません、私からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、最後に須田委員、挙手されていますでしょうか。

○須田委員 もう時間も過ぎているのでなるべく手短にお話しします。

2点ありまして、86ページの東京から見られなくなった生き物のコラムがありますね。あの中でギンヤンマが上げられてているのですが、実はギンヤンマは東京のヤンマの中で一番生き残ってきた種類なのです。実際に今、都心部でもかなりたくさん見られます。むしろ多摩区よりも都心部のほうが生息数も個体数も多いような種類なのです。確かに高度成長期、一時期ものすごく減ったのですが、その後回復して今があるわけです。なので、例えば狸もそうかもしれませんけれども、コラムにスペースがありますので、「急速に都心で見られなくなりました」の後に、例えば「その後の環境改善などにより回復が見られる種類もあります」とか、蛍とかはいなくなる一方なので、回復が見られない種もある、このような現状に至るまでの経緯も書いておくと、よりこの内容が深まるかなと感じました。これが1点目です。

2点目が、先ほど一ノ瀬委員からの御意見もありましたが、東京都の生き物の種数の表がありましたね。43ページですか。その中で昆虫類の種数が書いてあるのですが、これは現実よりもめちゃくちゃ少ない種類が示されていて、実際東京は1万種以上記録されていて、皇居だけでも3,500種くらい昆虫が記録されているのです。引用文献が書いてあるので、それに基づけばこうなるのですけれども、たしか引用されている東京都の98年のリスト自体が非常に対象としている分類を絞っていたと思うのです。なので、昆虫類のところ※印をつけて、対象種群がこれとこれとこれを集計したとか、対象種群が絞られているみたいなことを書くと、見た人がえっと思わなくて済むのかなということがあります。

あと具体的なことを少し書いたらいいのではないかという意見なのですが、例えば昆虫の中でよく分かっているものとしてはトンボがあって、東京都全体で108種記録があるのですが、これは鹿児島県に次いで全国2位の種数なのです。しかもトンボは陸域と水域という全くタイプの異なる環境要素とそのコネクティビティーが必要で、それがないと生息できないものが、下から数えて3番目の狭い地域に上から2番目の種の多様性があったということは極めて東京の自然の多様性を示すことかなと感じていまして、さらにいうと、この中の9種、

1割がもう既に東京都から絶滅しているということは、東京都の自然環境の変化が極めて著しかったことを表しているわけです。そういう具体的なことを含めていただくと、読まれた方にも東京都の自然環境の豊かさとその変遷についてより具体性を持って感じる事ができるのではないかなと感じました。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

事務局からありますか。

○青山課長 須田委員、ありがとうございます。この辺は文章を少し工夫させていただいたり、あと今のトンボのお話もそうですけれども、少し注意書きなども含めて御相談させていただければと思います。修正案につきましては部会長と調整させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○佐伯部会長 では、よろしいでしょうか。

では、時間も過ぎておりますので、皆さんからたくさんから意見をいただきました点を私と事務局で相談させていただいて、できるだけ本文に反映できるようにしていきたいと思っております。

では、本日予定しておりました審議はこれにて終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。大変多くの貴重な御意見をどうもありがとうございました。

では、事務局から連絡等がありましたらお願いします。

○松岡課長 本日、適当との御意見をいただきました、諮問第475号「保全地域の保全・活用プラン」、さらに諮問第456号「生物多様性地域戦略の改定について」は、答申（案）として次回第152回本審議会に報告させていただきます。

詳細は、別途事務局から御連絡させていただきます。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、第8回計画部会及び第11回生物多様性地域戦略改定検討会を閉会とさせていただきます。たくさんの貴重な御意見をありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。